

○浦安市重度障がい者医療給付条例施行規則

昭和55年規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、浦安市重度障がい者医療給付条例(昭和48年条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(規則で定める法令)

第2条 条例第6条第1号の規則で定める法令は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(平成10年政令第420号)及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生省令第99号)
- (3) その他医療費の一部について本人負担の規定されている法令
(受給券の交付申請)

第3条 条例第7条に規定する受給券(以下「受給券」という。)の交付を受けようとする者は、浦安市重度心身障がい者(児)医療費助成受給券交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、第2号の書類については、受給資格者が18歳未満であるとき、又は市長が所得の状況を確認することができる場合であつて当該受給券の交付を受けようとする者が同意したときは、その添付を要しない。

- (1) 被保険者証又は組合員証の写し
- (2) 重度障がい者の属する世帯の当該年度の市民税課税額(申請の日が4月1日から7月31日までの間である場合にあつては、前年度の市民税課税額)を証する書類
(受給券の交付)

第4条 市長は、前条の規定により申請があつた場合において、条例第3条に規定する要件に該当するときは、浦安市重度心身障がい者(児)医療費助成

受給券（別記第2号様式）を交付するものとする。

（受給券の有効期間等）

第5条 受給券の有効期間は、申請の日の属する月の翌月の初日から当該日以後の最初の7月31日まで（以下この項において「標準期間」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は当該各号に定める日までとし、次の各号のいずれにも該当する場合は当該各号に定める日のいずれか早い日までとする。

(1) 標準期間中に受給券の交付者が18歳に達する場合 当該18歳に達する日

(2) 受給資格を証する次の書類等に有効期限が設けられている場合であつて、標準期間中に当該有効期限が到来するとき 当該有効期限が到来する日（当該日が複数あるときは、そのいずれか早い日）

ア 条例第2条第1項第1号又は第3号の身体障害者手帳

イ 条例第2条第1項第2号又は第3号の判定

ウ 条例第2条第1項第4号の精神障害者保健福祉手帳

2 前項の期間満了後、引き続き条例第3条に規定する要件に該当するときは、受給券を更新するものとし、その場合の有効期間は、更新の日から当該日以後の最初の7月31日までとする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

（受給券の再交付）

第6条 受給券の交付を受けた者は、受給券を紛失し、毀損し、又は汚損したときは、浦安市重度心身障がい者（児）医療費助成受給券再交付申請書（別記第3号様式）により市長に再交付の申請をすることができる。

2 前項の場合において、その原因が毀損又は汚損によるときは、当該受給券を添付しなければならない。

（申請事項の変更の届出）

第7条 条例第9条の規定による届出は、浦安市重度心身障がい者（児）医療費助成受給券交付申請事項変更届（別記第4号様式）に受給券を添えて行わなければならない。

(受給券の返納)

第8条 条例第10条の規定による受給券の返納は、浦安市重度心身障がい者

(児)医療費助成受給券返納届(別記第5号様式)に受給券を添えて行わなければならない。

(助成の申請)

第9条 条例第8条第2項の規定による申請は、浦安市重度障がい者医療給付金支給申請書(別記第6号様式)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

ただし、第1号の書類のうち付加給付その他の給付の状況を明らかにする書類及び第3号の書類については、市長がこれらの書類に係る事実を確認することができる場合であつて、医療給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)が同意したときは、その添付を要しない。

(1) 医療に要した費用のうち一部負担金に相当する額を支払ったことを証する書類(診療報酬の明細が記載されたものに限る。以下「領収書等」という。)

及び付加給付その他の給付の状況を明らかにする書類

(2) 被保険者証又は組合員証の写し

(3) 重度障がい者の属する世帯の当該年度の市民税課税額(医療に関する給付を受けた日が4月1日から7月31日までの間の日である場合にあつては、前年度の市民税課税額)を証する書類

(証明手数料の支給)

第10条 市長は、申請者が、医療機関から領収書等の交付を受けたときは、当該申請者に対し、1件につき200円を限度として当該書類の取得に要した費用を支給することができる。

(決定等の通知)

第11条 市長は、第9条に規定する申請書の提出があつたときは、その適否を審査し、医療給付金を支給する旨の決定をしたときは浦安市重度障がい者医療給付金支給決定通知書(別記第7号様式)により、医療給付金を支給しない旨の決定をしたときは浦安市重度障がい者医療給付金支給却下通知書(別記第8号様式)により当該申請者に通知するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前になされた手続きについては、この規則の相当規定によつてなされたものとみなす。

附 則 (昭和56年3月20日規則第53号)

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年4月1日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年8月8日規則第60号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年3月1日規則第8号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年7月28日規則第48号)

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日規則第22号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日規則第33号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月26日規則第18号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日規則第39号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年6月23日規則第38号)

この規則は、平成27年8月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第17号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。